

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	山末
日 時	平成30年5月25日(金曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 36 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【健康福祉部】栗林部長 [障害福祉課] 俣野課長		
事務局	鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 行政報告

[理事者入室] 健康福祉部

- (1) 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例施行記念イベントについて
- (2) 平成30年度 敬老乗車券事業について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<障害福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 1 3 : 0 6

[質疑]

<馬場委員>

響ホールは障害者に対応できるように設営するのか。

<障害福祉課長>

フロアはフラットであり、車椅子の人もそのまま入ることができる。

<齊藤委員>

敬老乗車券事業について、平成29年度の実績は。

<健康福祉部長>

1395冊を販売した。1800冊を目標にしていたが、それには届いていない。

<齊藤委員>

今年度の目標は2000冊ほどか。

<健康福祉部長>

まずは1800冊の完売を考えている。

<富谷副委員長>

地域によって販売数に差はあるのか。

<健康福祉部長>

東・西・南つつじ、篠町、亀岡地区で非常に多く購入いただいている。これはコミュニティバス等が運行している地域である。当初はもう少し遠隔地で利用いただきたいと考えていたが、遠隔地での購入はあまり進んでいない。

[理事者退室]

～13:38

3 行政視察報告書について

<平本委員長>

前回の委員会での意見や各委員からの報告書を踏まえ、別紙のとおり行政視察報告書を作成した。この内容でよいか。

<了>

～13:45

4 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

条例制定に向けて、別紙のとおりタイムスケジュールを作成したので確認願いたい。月例常任委員会は月2回開催しなければ厳しいのか。

<事務局主事>

以前の委員会で、月に2回程度開催する旨を確認いただいていた。それを基にスケジュールを作成している。

<平本委員長>

このスケジュールで進めることに異議はないか。

(異議なし)

<平本委員長>

それでは、この日程で進めることとする。次に、条例の前文について、各委員から提案いただいたものを正副委員長で取りまとめ、別紙のとおり前文（案）を作成した。A案、B案のどちらにするかを決定した後に文言修正・加筆等の意見をいただきたい。

<馬場委員>

A案とB案の違いはどのような部分か。

<齊藤委員>

私はB案がよいと思っている。A案には「権利の全面的な主体」ということや「差別を禁止する」ということが書かれている。個人的には、差別について言及している地域は差別のある地域なのではないかと感じる。こういうことを入れることにより差別のある地域だと思われるのではないか。

<平本委員長>

A案とB案に大きな違いはないが、B案は権利と合わせて子育て家庭を支えるという内容になっている。A案については権利主体となっている。

<馬場委員>

A案は児童の権利条約の直訳的な印象を受けた。私はどちらもよいと思うが、保津

川の名称をどうするのかというところに引っかかっている。また、子どもが「まちの未来を担うかけがえのない存在」であるという表現があるが、現在でもかけがえのない存在なのではないかという思いがある。

<平本委員長>

今後、文言の修正をしていきたい。まず、A案とB案のどちらがよいか、多数決で方向性を決めたい。

A案（馬場）、B案（富谷、酒井、小川、齊藤、菱田、小島）

<平本委員長>

B案をもとに前文を作成していく。文言について意見はあるか。

<齊藤委員>

河川名について、「盆地の中央を流れる保津川にそそぎ」の部分は必要ないのではないか。

<平本委員長>

委員からの提案をそのまま記載している。必要というわけではない。

<馬場委員>

市民憲章の「豊潤な水脈～」をイメージさせるような文言を入れた方がよいのではないか。

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<富谷副委員長>

亀岡市独自の条例として、保津川は入れてほしいと思っている。

<小川委員>

亀岡市を流れる部分は全て保津川という名称なのか。

<平本委員長>

違う。しかし、市民憲章には保津川下りがあるため保津川になってしまう。異議がなければこのまま進めるがどうか。

（異議なし）

<平本委員長>

次に、「我がふるさと亀岡では」の部分の表現を協議したい。

<馬場委員>

「我がふるさと」とするのであれば「我がふるさと亀岡は」の方がよい。

<平本委員長>

そのように修正する。

<小島委員>

「我がふるさと亀岡は、緑豊かな山々からの清流が田園地帯を潤し、盆地の中央を流れる保津川にそそぎ込み、自然と心豊かな人とまちを形成しています。」としてはどうか。緑が豊かな部分を表現してはどうか。

<平本委員長>

そのように修正する。他に意見はあるか。

<小島委員>

「一人」の部分平仮名にしてはどうか。岩倉市ではふりがなを振っていた。

<馬場委員>

中段に「一員」という言葉があるので漢字で記載したほうがよいのではないか。ふ

りがなは必要だと思う。

<齊藤委員>

ふりがなで対応してはどうか。

<平本委員長>

漢字表記にしておき、子どもに見てもらうものにはふりがなを振るということではないか。

<了>

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<馬場委員>

3段目の「成長途中」を「成長途上」としたほうがよいのではないか。

<菱田委員>

現在出ている意見をピックアップしておき、条文を整理する際に一緒にチェックしてもらってはどうか。

<平本委員長>

表記は今後事務局を通じて調整する。

<齊藤委員>

「生まれてから大人になるまでの少しの間」の部分について、「少し」という文言が必要なのかどうか。

<平本委員長>

この部分についても確認しておく。

<小川委員>

「亀岡のまちづくりのあらゆる場面に息づくこと」の部分がもう少しわかりやすくないか。

<齊藤委員>

「あらゆる場面」という文言は必要ないのではないか。

<平本委員長>

「亀岡のまちづくりに息づくこと」とする。他に意見はあるか。

(意見なし)

<平本委員長>

本日の意見を集約して調整していく。スケジュールに従い、条文の骨子を作成していきたいが、条文に入れる内容について意見はあるか。

<酒井委員>

条例はできるだけシンプルにしていくということだったと思う。子どもの権利について、子どもの権利条約に書かれていることをそのまま引用するのか、それに加えて条文の中に書き込んでいくのか、書き込む場合はどのような内容を書き込むのかを合意できればと思う。

<平本委員長>

個人的には子ども施策の行動計画を理事者が策定する旨の内容を入れたいと考えている。他に意見はあるか。

<馬場委員>

総則、目的、基本理念、定義はしっかり協議しておかなければならない。また、亀岡市の責務は当然出てくる。事業所の責務を入れるのかどうか、市民に対しては責務になるのかということなど、たたき台を作成していただければ議論しやすいのではないかと思う。

<平本委員長>

たたき台があった方が議論しやすいと思う。現在のところ、酒井委員と小川委員から条文(案)を提出いただいている。前文の時のように、皆から提案いただければ、それらを踏まえて正副委員長で調整していく。

<齊藤委員>

子どもの役割・責務についての内容を入れていただきたい。他市の例を見ていると、新しい条例の方が内容を練られている。最近の事例を参考にするとよいと思う。

<平本委員長>

齊藤委員の提案の内容は条文には入れない方向だったのだが、条文に入れるのか。

<齊藤委員>

正副委員長に一任する。

<小川委員>

議会から提案するため、議会のチェック機能等の文言を入れたい。

<平本委員長>

他に意見はあるか。

(意見なし)

<平本委員長>

スケジュールでは条文の作成は6月議会中である。条文の提案があれば正副委員長、事務局に提出願いたい。

～14:18

5 その他

<平本委員長>

次回の日程を調整する。

(日程調整)

<平本委員長>

次回の委員会は6月8日(金)午後3時からとする。

<酒井委員>

老人福祉センターについて、以前からいろいろと議論してきたが、昨日、監査結果が出たので情報共有をしたい。参考に資料を配付する。

(資料配付)

<酒井委員>

昨年、9月20日の委員会で老人福祉センターの管理運営について質疑を行い、9月22日に再質疑を行うこととなった。全般的に問題はあったが、特に光熱水費について、質疑に対して「年額で、電気代、ガス代、上下水道代を合わせた全体の経費が56万5718円であり、その26%の14万7086円を負担いただいている。」という答弁があり、私たちは電気、ガス、上下水道の全ての経費が56万5718円だと思ったと思う。しかし、後から開示請求をしたところ、光熱水費の負担について書かれている資料には「ガス代は使用料金の26%とし、電気代及び上下水道代は基本料金の26%とする。」と書かれていた。これでは意味が違う。約56万円という答弁を聞いて安いと思ったが、実はそうではなかった。電気代の基本料金だけでは43万円程度だが、実際の料金は125万2145円であり、上下水道代も実際とは異なっている。全体の経費の26%として計算すると37万2380円を請求しなければならなかったにもかかわらず、14万7086円しか請求

していなかったことになる。差額は22万5294円であり、長い間にわたって約20万円の差額が発生していたことがわかった。委員会で質疑をしなければこういうことがわからず、質疑をしても肝心なことを答弁してもらえないことが問題であり、このような状態では審査ができない。虚偽答弁だと思う。しっかりと抗議していく必要があるのではないかと。また、平成29年度分の光熱水費についても同じような状態でやっているが、それでよいのかということを経行部に言っていかなければならないのではないかと。

<平本委員長>

我々への答弁がこのような答弁だったことについて、いかがなものかと思っている。これを追及するわけではないが、答弁をした経緯や、どのような意図で説明されたのかを改めて委員会で報告いただく必要があるのではないかと考える。理解できない答弁が多々あるので、理事者を呼び説明を求めたいと思うがどうか。

<馬場委員>

同意見である。また、管理業務委託契約書は初めに作成されたものなのか、平成29年4月1日に契約されたものが最初に作成されたものなのか。

<酒井委員>

以前からこのような内容で毎年更新されている。契約書では負担分として光熱水費の26%を支払うこととなっている。契約書に記載されていることと実際の請求が違うのではないかと。また、こちらからの質問にまっすぐ答えていない。我々がどのような問題意識を持って質疑をしているのかをわかっているにもかかわらず、肝心な部分を黙っているということはよくない。

<齊藤委員>

昔からの経緯があるということだったが、どのような経緯なのか。永遠にこのような契約を続けるのか。20年とか50年で切れるのであればわかるが、そういうことがなくそのままきている。業務委託費がどこに使われているのか、会計監査等は実施しているのか。執行部からの答弁についてのみならず、そもそも論を追求していかなければ他の自治会との平等性の観点から見てどうなのかということになる。

<酒井委員>

執行部を呼び、説明いただくことには賛成か。

<小川委員>

当時の答弁が虚偽なのかはわからないが、老人福祉センターについては、流れや説明の意図を含めて話を聞いた方がよいのではないかと。思う。

<平本委員長>

このような答弁が返ってきていることは解せない。齊藤委員からの意見にもあったとおり、過去から指摘要望している経過もある。そこまで追求すると時間がかかるが、取り急ぎ光熱水費についての答弁がどうだったのか、理事者を呼んで報告を受けたいと考えるがどうか。

(異議なし)

<平本委員長>

それでは、事務局を通じて報告をいただくように要請したいと思う。

散会 ～14:36